

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和7年3月10日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第2号、議案第3号、議案第10号及び議案第11号の審査の審査 質疑（松本暁彦委員、弘豊委員、西谷知美委員）-----	3
議案第32号の審査-----	23
質疑（村上英明委員、松本暁彦委員）-----	
議案第33号の審査-----	25
質疑（村上英明委員）-----	
議案第34号の審査-----	25
質疑（村上英明委員）-----	
議案第17号の審査-----	26
補足説明（こども家庭部長） 質疑（村上英明委員、松本暁彦委員、弘豊委員、西谷知美委員）-----	
議案第27号の審査-----	33
質疑（村上英明委員、弘豊委員）-----	
議案第28号の審査-----	35
採決-----	35
所管事項に関する調査について-----	36
閉会の宣告-----	37

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年3月10日（月）午前11時13分 開会
午後 3時20分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 出口こうじ 副委員長 西谷 知美 委員 村上 英明
委員 弘 豊 委員 松本 暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 教育長 若狭孝太郎 こども家庭部長 大橋 徹之
上下水道部長 末永 利彦 上下水道部副理事兼下水道事業課長 井上 齊之
保育教育課長 湯原 正治 経営企画課長 浅尾耕一郎
水道施設課長 名古屋幸祐 保育教育課参事 中川 資子
料金課長代理 小堀 裕二

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口 雅志 事務局主査 松木 愛

1. 審査案件（審査順）

議案第 2号 令和7年度摂津市水道事業会計予算
議案第 3号 令和7年度摂津市下水道事業会計予算
議案第10号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第11号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第32号 摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第33号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第34号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
議案第17号 摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例制定の件

議案第 27 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 28 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前11時13分 開会)

○出口こうじ委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開催します。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名します。

それでは、先週に引き続き、議案第2号、議案第3号、議案第10号及び議案第11号の審査を行います。

質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、金曜日に引き続き、質問をさせていただきます。

村上委員の質問とかぶるところにつきましては、一部要望とさせていただきます。

まず、1番目、予算書の全般を含めて、経営状況について、総括的にお聞きしたいと思っております。

令和7年度の経営をどう進めていくのか。上下水道ビジョンも踏まえて、予算の組み立ての考え方について、まず総括的にお聞きしたいと思います。

続きまして、2番目です。市政運営の基本方針の8ページに書いておりましたAI解析による漏水調査の状況ですけれども、村上委員から多々質問があったので、こちらについては、要望とさせていただきます。

技術革新で費用削減を図る取組というのは、非常に望ましいと思えます。

ただ、適切な運用をしないと、予算が無駄になってしまうということも大にしてあるということは理解しております。しっかりと機能を把握して、機能を最大限に生かす運用とされるように取り組んでいただきたいと思えますので、こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、3番目です。予算概要138ページ、水質管理事業の水質モニターです。こちらにも、村上委員から質問がござい

ました。内容については理解をしております。その上で、代表質問でも当会派で行いましたけども、PFOAの水質基準が令和8年度から施行予定ということでございます。なぜ令和8年度からと確認をしていくと、各市町村が準備をしていく時間の猶予とお聞きをしております。改めて、その対応について、お聞きしたいと思えます。

続きまして、4番目です。140ページのマッピングシステム運営事業で、マッピングシステム保守点検業務委託料がありますけれども、この内容について1回目、お聞かせください。

続きまして、5番目です。142ページ、給配水管布設受託事業で、今回は阪急京都線連続立体交差事業に伴う設計業務委託料が記載をされておりますけれども、その辺について、お聞かせください。

続きまして、6番目です。144ページ、経営企画課の一般事務事業で、上下水道事業経営審議会委員報酬の記載がありますけれども、この内容について、まずはお聞かせください。

続きまして、7番目です。148ページの配水管整備事業で、令和6年度と比較して、増えていると認識をしておりますけれども、この状況について、お聞かせください。

続きまして、下水道事業に入りまして、8番目、152ページ、人件費事業です。水道に関する人材育成については、村上委員からもございましたので、改めて下水道の人材育成と人材確保についてどう取り組んでいかれるのかをお聞きしたいと思います。

続きまして、9番目です。152ページ、公共下水道管理事業の水質分析業務委託料です。

まず、こちらの内容について、お聞きしたいと思います。

続きまして、10番目です。158ページ、流域下水道整備事業です。流域下水道に関しては、村上委員からもございました。私からは、整備事業からお聞きしたいと思っております。負担金が相当に上がっていると認識をしておりますけど、増額した理由について、お聞かせください。

最後です。11番目、158ページの公共下水整備事業です。令和6年度から4億円ほどの減額となっております。

また、東別府雨水幹線は記載もないです。

これがどうなっているのかも踏まえて、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○出口こうじ委員長 答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、まず1番目の質問について、答弁をさせていただきます。

水道事業、下水道事業、いずれの会計におきましても、予算の組み立て、経営の進め方については、現在、策定作業を行っております上下水道ビジョン及び経営戦略改定版で示しております投資・財政計画が基本になってまいります。

例えば、令和7年度予算においては、それぞれの事業の収益の根幹となります給水収益や下水道使用料、これは上下水道ビジョンの改定版の中で見直しを行いました水需要予測により、算出された水量で予算を計上しております。

資本的支出に計上される建設改良費は、経営戦略改定版の中で見直しを行いました更新計画に基づき、予算を計上しております。

傾向といたしましては、昨今の物価高騰

に伴います材料価格ですとか、労務単価の上昇がありまして、これらは投資財政計画上で想定をしておりますけれども、推移としては、これを上回る傾向も一部で見られております。予算の組み立てにつきましては、それらの上昇率も見込みながら、各年度の単年度損益が黒字になるよう、事業内容の精査に努めているところでございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、3番目の水質モニターから有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAの対応についての質問にお答えさせていただきます。

有機フッ素化合物PFOS及びPFOAにつきましては、令和2年度に目標管理設定項目に設定されておりました、そこから水質検査を実施させていただいております。令和5年度に測定値が高くなりました。このときに水質検査体制をきちっと構築させていただきまして、水質基準が施行されるからといって、特別なことは今のところ考えておりません。

しかしながら、来年度以降、ほかの自治体は水質検査を実施していくということです。現在PFOS、PFOAは、委託で検査をしていただいておりますが、大阪広域水道企業団の受け入れ体制とか、他市がどのように実施していくのか情報を収集しながら、改善できるところがあれば、改善してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目、マッピングシステム保守点検委託料の内容について、説明させていただきます。

令和5年度と令和6年度で水道管の管路台帳でありますマッピングシステムを

構築させていただいております。

本年度で構築が終わりますので、来年度から実施していく中で、初年度ということもありますが、トラブルがあった場合に対応していただくための委託料プラス、システム点検を行う予定になっております。

5番目の給配水管布設受託事業の連続立体交差事業の内容について、説明させていただきます。

令和7年度につきましては、設計業務委託と移設工事を予定しております。設計業務委託は、摂津市駅西側の坪井の踏切と、ランド水路内にあります歩行者用の乙の辻踏切で、線路を移動するための仮線は、既設の水道管の上を走るようになります。荷重が乗っても大丈夫かを確認する荷重検討と、摂津市駅西側にあります産業道路踏切は、配水管を移設撤去しないといけませんので、そちらの設計をやる予定にしております。

移設工事につきましては、摂津市駅から坪井の踏切までの残存管、広場からそちらの踏切に向かって歩道内にあります既設管、新しい管は今年度入れていきますので、要らなくなった古い管を撤去する業務があります。

それと、庄屋9号線の移設及び撤去と、庄屋ガード付近の撤去工事を発注する予定にしております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、6番目の質問に答弁をさせていただきます。

上下水道事業経営審議会委員報酬でございます。

この審議会は、水道事業及び下水道事業の経営について、重要事項を調査、審議する事務を担当事務としております。平成2

9年4月に附属機関として条例改正を行ってから、これまでの間、開催実績等はございませんけれども、今回、上下水道ビジョン等の見直しに伴いまして、経営状況について、この審議会に調査、審議を諮問し、必要な取組について、答申をお願いすることを想定しているものでございます。

委員につきましては、学識経験者、他団体で申し上げますと、税理士ですとか公認会計士、精通する大学教授など、また水道、下水道使用者である市民、その他関連事業の関係者等に委嘱を行っております。本市も他事業体における諮問、答申の状況など、必要な状況も把握しながら、設置に向けて準備を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 7番目、配水管整備事業で増額になっている理由について、お答えさせていただきます。

今年度、上下水道ビジョンで目標値を下方修正させていただくということで、基幹管路の耐震適合率は42%、铸铁管残存率を18%で目標値設定をさせていただきました。令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度と、これからこの目標に向かって整備していくという整備量を算出させていただいております。

令和7年度においては、昨年度と比べて、約4,400万円の増額になったものでございます。

更新する延長としましては、約3.1キロメートルになりまして、基幹管路の耐震化延長につきましては、223メートル、铸铁管の更新が995メートルとさせていただきます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、8番目の質問で、下水道事業における人材育成についてお答えいたします。

限られた職員で効果的に事業を展開していくためには、職員一人一人の能力を高めることが重要であると考えております。これまでも研修等を通して、業務知識の向上や技術の継承に取り組んできたところでございます。

令和7年度におきましては、近年ゲリラ豪雨等もございます。今、雨水整備も進めていく中で、地方共同法人、下水道事業団が主催する研修の計画、設計、総合的な雨水対策に職員を派遣いたします。

また、下水道の工事や維持管理の作業における安全衛生の知識を高めるため、大阪労働基準連合会が主催します酸素欠乏硫化水素危険作業主任者研修にも参加いたします。

このほか、大阪府内の市町村で構成しております大阪府下水道事業促進協議会では、設計、積算、水質、排水設備等の分科会に職員を派遣いたしまして、大阪府や各市町村との意見交換を通して、各分野の業務に関する専門知識の習得に努めてまいります。

続きまして、9番目の質問で、水質分析業務委託の内容についてでございます。

水質分析業務委託は、公共下水道に流される排水が下水道法施行令または本市条例で定める下水の排水基準を満たしているかどうかを確認するために行う水質分析でございます。令和7年度は公共下水道管22か所を年4回、特定事業場等で18か所を年2回、実施を予定しております。

また、中央水みらいセンターの処理水を流しておりますガランド水路におきま

しても、修景用水としての水質が確保されているか確認するための水質分析を年4回実施いたします。

続きまして、10番目の質問で、流域下水道整備事業の内容と増額についてでございます。

安威川流域下水道建設負担金は、流域下水道施設の改築、更新に係る費用を、各市の処理量に応じて、流域構成各市で負担しているものでございます。令和7年度の安威川流域下水道建設負担金の主な内容といたしましては、浸水対策及び老朽化対策で、中央水みらいセンターでは、雨水ポンプの設備更新のほか、受変電設備の更新、導水渠の改築等を行います。

また、味舌ポンプ場や摂津ポンプ場においても、雨水ポンプ設備の更新を行います。令和7年度は、これらの改築、更新が重なっておりまして、また労務単価や材料費等の高騰により、令和6年度と比較して、約1億4,000万円の増額となっております。

これらの更新工事は、令和10年度頃まで続くと聞いております。

続きまして、11番目、公共下水道整備事業において、令和6年度と比べて、工事請負費が3億5,000万円ほど減額になっている理由でございます。

令和7年度の公共下水道整備事業における工事の内容は、主に市街化調整区域や要望箇所の汚水整備と市内3校におけるマンホールトイレの設置工事でございます。汚水整備の予定箇所は、鳥飼八町1丁目及び鳥飼上4丁目で、管径200ミリメートルの汚水管、計253メートルの整備を予定しております。

また、マンホールトイレの設置工事では、第五中学校、鳥飼北小学校、鳥飼小学校に

各10基、計30基設置いたします。

令和6年度に予算計上しておりました東別府の雨水管整備につきましては、令和7年度当初予算に見込まれておりませんので、このたび令和6年度と比較いたしまして、減額となっております。

また、令和6年度に東別府雨水幹線から東側、中央環状線に向けて口径1,000ミリメートルの雨水管、約260メートルを整備しておりますが、併せて、今、中央環状線から先の詳細設計も実施しているところです。

令和7年度は、この詳細設計の成果を基に、工事費の積算と交付金の要望事務を進めてまいりまして、また補正予算の中で債務負担を設定させていただいて、令和7年度中には次の雨水工事の発注を進めてまいりたいと考えております。

この工事につきましては、令和8年度から令和9年度にかけての実施になろうかと思っています。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問、もしくはまた要望とさせていただきます。

まず、1番目の経営状況と予算の組み立て方についてです。

今の概要については、おおむね理解をいたしました。

人口減少で収入が増えていかない、むしろどうしても減っていくという中で、物価高騰等も踏まえて、支出が増えていく。そういった要因が多い現状において、どう取り組んでいくかというのを改めて認識するところでございます。

やはり支出の抑制というものが必須になってこようかと思っております。これは代表質

問等でも質疑をいたしましたけども、広域連携だったり業務連携も考えていきたいという答弁があったと思うんです。じゃあ具体的に何か考えているものがあるのか。それと今後、研究していきたいのか。そういうところをお聞きしたいと思います。

続きまして、3番目です。PFOAの水道水質基準のところですけど、既に今、本市としては、検査体制は構築されていると理解をいたしました。

他の自治体もこれから実施をしていく必要があるというところです。全ての自治体で必要であれば、例えば委託先とかが集約できて、少しでも安くなるとか、より効率的・効果的な手法も見い出せるんじゃないかと思いました。他市の状況も踏まえて、あるいは大阪府、広域等も踏まえて、集約したほうが効率的ですし、お互いに費用も安く済むのであれば、ぜひ検討、提言していただきたいな思います。こちらについては要望とさせていただきます。

続きまして、4番目です。マッピングシステムの中身は理解をいたしました。初年度のトラブル対応、システム点検等ということです。これも初年度ということで、成果も楽しみにしておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。こちらについては、要望とさせていただきます。

続きまして、5番目です。連続立体交差事業に伴う状況ですけども、摂津市駅周辺、またランド水路周辺、仮線に対応するということで、理解をいたしました。こちらについても要望とさせていただきます。

今いわゆる側道等、工事は進んでいるものと理解をしております。やはり工事中における市民影響というものを最小限化するよう、要望させていただいております。

この点についても、同様に、重要な道路交通の場所でもありますので、工事に関しては、できる限り市民影響を最小限化して、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。密接な連携を要望して、こちらについては、終わりたいと思います。

続きまして、6番目の上下水道事業経営審議会委員報酬について、いよいよ上下水道ビジョンを踏まえて、経営に関して答申をお願いしていくと理解をいたしました。

お隣の吹田市で、令和9年度の値上げについて、議員が情報発信をしております。いよいよ値上げが始まってきたのかと思います。

本市でも、令和9年度ですか、値上げについて、実際どうしていくのかを話し合っていくものかと思います。じゃあ具体的に議論をどう進めていくのかというところをお聞きしたいと思います。

続きまして、7番目です。配水管整備事業ですけれども、こちらについては上下水道ビジョンの見直しに基づいて、令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度で取り組んでいく中での令和7年度を取組だと理解をいたしました。上下水道ビジョンの見直しは、このような形でしっかりと反映していると理解いたしました。計画に基づき、しっかりとやっていくんだというところで、インフラ、適正な給水体制を整えていただきますように、要望といたしまして、こちらについても終わりたいと思います。

続きまして、8番目の下水道における人材育成、人材確保についてです。

研修、専門知識の習得にしっかりとつなげていくと回答がございました。

これは、以前からもずっと質疑されております。水道と下水道含めて、人材不足は

全国的なものでございます。

先ほどの本会議の中でも、人材の重要性ってというのが、改めて焦点になったのかと思いますし、永遠の課題と言いますか、組織の存続をしっかりとお願いしたいと思います。

OJTにつきましても、ベテランがいて、教える人がいるからこそ、新人に対するOJTもできていくんだと思います。組織を継続するための人材確保、そこについては、水道、下水道、一致してしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、こちらについても要望とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、9番目です。水質分析業務委託料の内容については、理解をいたしました。下水の排水基準を確認するための水質分析で22か所やっているというところでは、

こちらについて、先ほど3番目にPFOAの水道基準が令和8年度から施行ということで、質問をしましたが、下水に関しては、そういったところはないのか。PFOAの検査について、国の動向等を踏まえた状況についてお聞かせいただきたいです。

続きまして、10番目です。流域下水道整備事業ということで、約1億4,000万円の増加というところでは、

大きな下水管整備というところも理解をしておりますけれども、埼玉県八潮市での陥没事故でも、大きく報道されてましたけれども、流域下水道整備としては、こういった対応をしていくのか、その辺、市としてどう把握しているのか。その点をお聞きしたいです。

最後、11番目です。4億円ほど減額した理由は東別府雨水幹線についてという

ところで一定理解をいたしました。

東別府雨水幹線については、令和7年度は工事の積算を行っていき、その後に補正予算を挙げていくということで理解をいたしました。

東別府雨水幹線は、これまでずっと取り組まれており、今も工事をしていると認識をしております。

別府地域、東別府地域の方々の希望、雨水対策がしっかり着実に整備されていることは、地域にとっては非常に素晴らしいことだと思います。その点については、引き続き着実に進めて、完成まで取り組まれるよう、要望とさせていただきます。

2回目は、以上です。

○出口こうじ委員長 答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、1番目の質問、広域連携等のお問いでございました。

水道事業におけます他事業体との水平連携と大阪広域水道企業団への事業統合、この辺りについて、現段階において、具体的な検討段階にある事象はございません。

しかしながら、上下水道ビジョン、水道事業経営戦略改定版でお示しをいたしましたとおり、水道事業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にございまして、将来にわたって安定した事業運営を継続していくためには、市単独といった枠組みにとられない、様々な施策を検討していく必要があると認識をいたしております。

現在、北摂地域の水道事業体により構成されます府域一水道あり方協議会、北摂ブロック会議等の会議において、中長期的な部分も含めまして、将来を見据えた施設の統合や水平連携について情報交換を行っております。今後そのような機会を通じまして、情報や課題の共有を図ってまい

りたいと考えているところでございます。

それから、6番目の質問でございます。経営審議会の具体的な議論の進め方のお問いでございました。

あくまで想定ということになりますけれども、上下水道事業それぞれの経営評価ですとか、施策の評価を第三者的に行っていただくことを想定いたしております。収支状況ですとか、経営比較分析、また各事業計画と実施状況等についての評価に必要な議論を進めていただくこととしているものでございます。

令和7年度に協議を開始いたしますけれども、令和8年度以降も協議を継続していく見込みということもございまして、具体的な協議事項や答申までのスケジュールを含めて、早期に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、9番目の質問の水質分析について、PFOAの検査の内容について、お答えいたします。

ガランド水路では、下水処理水を修景用水として流しております。先ほど申し上げました下水道法施行令または本市条例に基づいて、水質の分析を行っておりますが、この内容につきましては、汚れの度合いの指標であります生物化学的酸素要求量（BOD）、それと浮遊物質（SS）と、あと大腸菌数等の分析を行っております。

この中で、有機フッ素化合物、PFOAにつきましては、これら法令の中に基準がございませんので、同項目の検査をする予定はございません。

続きまして、10番目の質問で、流域下水道の中で、今回、八潮市の事故を受けて

の状況ということでございます。本市の公共下水道におきましては、ストックマネジメント計画に基づきまして、毎年、点検調査を実施しておりますが、先般の事故を受けまして、緊急点検もさせていただきました。

流域下水道におきましても同様に、点検調査を毎年実施されております。その中で、現在のところ、修繕を必要とする評価の管渠はないと聞いております。

ただ、埼玉県八潮市の道路陥没事故が起きまして、国は専門家による検討委員会も設置されて、今インフラメンテナンスの在り方について再検討されているところです。今後は、同委員会の検討結果も踏まえて、国から新たな点検手法と言いますか、内容が出てこようかと思われまいます。これらも踏まえて、流域下水道における今後の点検調査や改築、更新の必要性が生じれば、これも建設負担金に関係してくるものと思っています。

これは公共下水道、つまり我々が管理する管にも関係してまいりますので、引き続き同委員会での検討を踏まえた国の動向には注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、3回目につきましては、全て要望とさせていただきます。

まず、1番目の業務連携、広域連携の状況についてです。

具体的にはないということですが、今、中長期的なものを話し合っているということで、理解をいたしました。

水道に関しては、他市等も同様でございます。

例えば、消防では今、はしご車の特殊車両の連携を進めている中、なかなか単体で

はできないところを、広域化をどんどん進めていって、限られた資源を有効に使う方向であると認識をしております。水道も、当然、大阪広域水道企業団もそうですが、それ以外も、もっともっと協力できるところは協力する。多分、他市も本市と同じ課題を抱えていると思いますので、それこそ人材をプールしておくとか、難しいところはあるかもしれないですけども、やはり先ほど言った施設とか、いろいろ連携できるところは、ぜひとも連携していただきたいと思います。例えば、ポンプ場とかも、府とか市とか、そこはぜひ制限を設けることなく、こういうのもあるのかぐらいな形で検討していただければと思います。目的は支出の抑制と人材確保とか、そういったもろもろも大切になってくるかと思えます。業務連携、広域連携をしっかりと検討して、様々な形で進めていただきますよう要望とさせていただきます。よろしく願います。

続きまして、6番目、議論の進め方について、一定理解をいたしました。こちらについて、どういった議論を進めているとか、どういった評価が今あるのかとかというのは、ぜひ適時出せるタイミングで結構ですので、我々委員にも、情報を提供していただきたい。最終的に出来上がったものをぼんと提供されると、大変になると思えます。やはり逐次、情報提供をして、一定こういう議論が進んでいるというところの理解をぜひ議会や市民にも、求めていく、出していくことが大切になってこようかと思えます。その点しっかりと留意していただきまして、情報提供をしていただきますように、お願いをいたします。こちらについては、要望とさせていただきます。

続きまして、9番目です。下水に関して

は、PFOA検査は求められていないという現状は理解をいたしました。これは水道と下水、両方併せてですけれども、今、国ではPFOA対策が着実に進められています。しっかりと注視していただきまして、市民の不安解消だったり、国のいわゆる基準の改正だったり、素早く情報をキャッチして、速やかに対応していくことが必要になってこようかと思えます。下水がもし今後、検査を求められる場合も、可能性としてはなきにしもあらず、そういったところにおいては、速やかに情報を察知して、できるんやったら、さっとやるとか、ぜひ総合的に取り組んでいただきたいと思います。

安全な水をしっかりと提供していただきまして、市民の不安を解消していただく。1月の広報紙でも、掲載していただきました。皆さんが水道水をぐびっと飲んでいるような写真があって、おもしろいと言いますか、安心できるところをPRできたのかと思えます。その点は高く評価をしたいと思います。

水道も下水に関しても、まだまだ情報発信をしていって、いわゆる料金値上げの議論も踏まえて、取り組んでいただきたいと思います。

こちらについては、以上です。

最後です。10番目、流域下水道整備に関しては、八潮市で大きな事故があって、インフラの在り方とか、点検指標をいろいろと工夫していくと理解いたしました。

現状については、影響はないというところを理解しております。

懸念としましては、支出がどんどん増えていく。下水道事業、水道事業が、自分たちが頑張ったけども、何かこの事故によって相殺されてしまう、そこは一つ懸念なの

かと思えます。これは先日の村上委員の質疑でもありましたけども、言われたままに出さざるを得ないという状況になる中、流域下水道整備においても、他市の状況も理解をしていただいて、優先順位を設けて、平準化も図っていただけますように。それは大阪府議会等になるかもしれませんが、市からもしっかりと要望していただいて、対応していただきたいと思えます。せっかく取り組んだのに、こっちで支出が増えても、結局料金の値上げにつながってしまっただけでは元も子もない。そういった懸念が議会からあることもぜひ言っていただきたいと思えます。

こちらについても、以上です。

令和7年度もしっかりと市民のために水道、そして下水道事業を進めていただきますように要望しまして、私の質問を終わります。

○出口こうじ委員長 暫時休憩します。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○出口こうじ委員長 それでは、再開します。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、順番に質問をさせてもらいます。

先週と午前中の議論もありますし、また今期、監査委員をさせていただいて、毎月、出納検査でも言わせていただいているし、項目を絞って4点、1回目から要望も含めて、発言させていただきたいと思えます。

最初に、上下水道ビジョンと経営戦略にかかわってです。これは代表質問のやり取りも、また先週からのやり取りもいろいろとありましたけれども、求められる設備更新でありますとか、昨今のいろんな経済事

情を見る中で、料金改定に踏み込まないといけないところは、分からなくはないと思っているんです。今回、2年遅らせて今の時期になって中間見直しをしている中で、令和元年度に最初のビジョンを作ったときは、私どもも、この将来見通しはどうなんだってことで、そんなに人口が減ることはないんじゃないかとかも含めて、いろいろ意見を言ってきました。今後の見通しで言うと、こういう傾向になっていくんだって。

それでも設備更新の関係で言ったら、当初予定しているよりも、ぐっと圧縮して、45億円ですか。ただ、この先大丈夫なのかという不安も、一方で出てくるわけです。

そんな中で、いろいろとこの間、取り組まれてきた。

今後この中間見直しを具体化していくことで、先ほども経営審議会等々にも諮っていくと言われて、ある意味そこら辺りも大事だとは思っています。

ただ、料金の問題で言いましたら、物価高騰の影響は、市民生活にも、本当に大きいわけでありまして。そこは踏ん張って、値上げを抑制していく。それは水道会計だけでは難しい部分もあるのかと思います。摂津市としての政策として、減額、減免なりも含めて、検討を呼びかけていっていただきたいと思っています。

昔は水道料金の福祉減免とかもありましたし、コロナや物価高騰の期間中だけでも、基本料金を減額する制度を大阪府内、他市でやられているところも多くあると聞いています。恒常的に一般会計で水道事業を援助していくことは適当でないとしても、急激な値上げをおさえる、国保の値上げはそうやっていたわけですから、政策

的に、短期間でも、ぜひ検討していただきたいと思っております。

給食費の値上げの部分は、現役世代の方たちの給料の引き上げも若干あるから、それが物価高騰の分に追いついてきたみたいなことを本会議の答弁ではおっしゃっていたと思います。上下水道の場合は、市民全員にもなりますし、年金暮らしとか、例えば生活保護とか、そこは一向に物価高騰に追いつくような所得の引き上げがないわけですから。そこら辺りのところも見とかないといけないんじゃないかと。生活保護費の値上げは、国でやられていくんだらうと思います。ただ年金の物価スライドが全然上がっていかない。ぜひ市民の暮らしにかかわる大事な事業だと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。要望とします。

それで、2番目に、経営戦略、上下水道ビジョンのパブリック・コメントも1月から2月にかけて、やられたと思います。

2月の広報紙で、市のホームページからPDFでダウンロードしたんですけども、ここにも水道料金、下水道使用料が、私たちの生活に欠かせないインフラを支えていますと書かれています。日々の水処理施設の維持管理、老朽化した上下水管路の更新費用など、適正な原価で照らして、妥当な料金水準であることが必要ですってことです。これを出した趣旨が書かれていて、原則、税金は使われていませんって書かれています。あくまで原則なんで、税金をここに投入したらあかんとか、全くしてこなかったかって言ったら、そんなことはない。

広報紙で逐一知らせっていくことは、大事なことだと思っておりますし、してほしいと私からも言ってきた経緯もあります。

ただ、それに対する反応とかが、何かしらあったのか気にはなっています。経営企画課に問い合わせと書いていますけども、市民の声で反応があったのか。

それと、パブリック・コメントが2月21日までで締め切って、今後、回答を含めて、公開されていくと思うんです。どれぐらいのパブリック・コメントが集まっているのか。もし分かれば、こんな傾向とか簡単に教えていただけたらと思います。

3番目に大阪広域水道企業団の事業統合の動きにかかわってです。これは昨年、確か第3回定例会のときに議題で議決もしたかと思うんです。この4月から岸和田市と八尾市、富田林市、柏原市、高石市が事業統合で市の水道局がなくなって、大阪広域水道企業団に統合となっていくわけです。

この五つの市が統合する中で、既に19市町村が大阪広域水道企業団になりました。

年明け1月に、泉大津市、箕面市、羽曳野市、門真市と、新たにこの四つの団体も今後、令和9年度の事業統合に向けて協議を始めていくという報道がありました。

本市としては、上下水道ビジョンでも言われているように、当面事業統合は考えてはないと。昨年の議会のやり取りの中でも、当面、統合するメリットはないとおっしゃっていたんですけれども、じゃあ他市がどうして事業統合していくのか。その背景には、大阪府として、府域一水道を実現したいって言うてる部分も、もちろんありますけれども、市として独自の水道事業がなかなか困難ということがある。とりわけ職員の技術的な継承問題も大きいっていうことをお聞きしたりしております。

摂津市でもそこら辺りは課題だという

ことで、これまでおっしゃっていたと思うし、とりわけ小さい団体のほうが課題が大きい中で、摂津市は頑張ってるって感じるところであります。

もう一つ気になっているのは、全国的に、上下水道ともに、そこで働く職員数は、減っているような。本市も職員の数が減っています。その分、民間委託とかで賄っていていることが多いと思うんですけれども、これは全国どこでもそういう傾向にあるようです。とりわけ去年の1月に地震のあった能登半島の市町の水道、下水のそれぞれの職員数が、これだけしかおらんのかというぐらいに少ないのを知って、びっくりしています。災害対応のときとか、自治体職員として、技術を持った人がいるのは大事なんじゃないのかと思っています。災害応援という形で、摂津市からも何人か行ってこられました。技術的な問題、仮に摂津市が被災したときの対応は、どんな想定をしているのか、一度お聞きしたいと思っています。

4番目に、午前中に松本委員からもありましたPFOAにかかわって、水質基準のことについてです。摂津市の場合は、水質検査も独自の取組でこれまでやってきたと思っています。今後は水質基準が決まれば、それに合うように、どこの自治体も検査することにはなっていくわけです。ただ摂津市の場合、50ナノグラムパーリットル以下という基準は定められているけれども、太中浄水場の井戸で言ったら、ちょっと数値が上がってきたけれども、オーバーするところまでは行ってないわけです。暫定目標値ってこれまで言われていたけれども、今後基準になったときに、仮に基準がここになったんだしたら、45と

か40ナノグラムパーリットルぐらいまで上がっても、それは大丈夫って感じになるのかどうか。そこは見とかなあかんかと思って、まだまだ体に対する影響は、研究、調査の途上になるので、そこのところを安全と言っていいか。また2号井戸が今止められていますけれども、今後ほかの井戸の数値が上がってきたときには、そこも止めないといけないとおっしゃられてきましたけれども、その判断基準はどうなるのか、一度考えとかないといけないと思うので、教えてもらえたらと思います。

それと、下水が飲用ではないこともあって、なかなかPFOAの濃度測定までは、現状やる必要がないと言うか、法律上はそう位置づけられてないってことなんです。現状はそれほど高くないんだろうと思いつつも、ダイキン工業から下水で流れて排出している。この間の除染の取組の中で、大阪府とのやり取りの中では、水に対して、流す数値が500ナノグラムパーリットル未満ぐらいとされているようです。それがほかの下水、汚水と合わさって、中央水みらいセンターに行って、そこでまた処理しているわけだから、そんなには高くないんだろうと思いつつも、どっかで計っとかないといけないと、やっぱり思うわけです。

こないだガランド水路の水が直接、中央水みらいセンターからつながっている管だってことで、太中浄水場で影響がなかったのか。これは過去のことなので、今から遡って調査することにならないと思うんですけども、ガランド水路だけじゃなくて、中央水みらいセンターの処理水は、吹田市なり茨木市なりも、公園の散水とかにもまかれていたりするのを、摂津市はガランド水路ぐらいしか多分使っていないと思うんです。水道水を使うよりも、コストとして

は安くなる感じで、大阪府の各下水処理場、中央水みらいセンターから、活用しませんかとPRもされていることとかもあるので。どこかで安心・安全を担保するためにも、何がしか対策が要ると思うんです。摂津市の下水の部署がそれをやらないかんかって言ったら、環境政策課とか、大阪府にそういう声を挙げていくとかも含めて、どっかで実現してほしいと思っております。これは今日ここで答弁は求めませんので、何とか検討していただけたらとお願いをしておきます。

1回目、以上です。

○出口こうじ委員長 答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、2番目の質問に答弁をさせていただきます。

質問の中でございました2月号広報紙につきましては、先の協議会での意見等を踏まえて、市民の方にできるだけ分かりやすいようにということで、特集記事を組んでいただいたものでございます。

この掲載文の内容についての問合せということで、経営企画課となつてございましたけれども、この部分について、問合せはございませんでした。質問の中にもございましたパブリック・コメントの中におきましては、広報を見たけれどもという前置きで意見をいただく方もおられました。また広報課からは、ホームページ上の広報の特集記事のアクセス数が非常に多かったと聞いていますので、一定、市民の方も関心がおありだったと認識いたしております。

パブリック・コメントの件数等のお問い合わせでございますけれども、1月20日から2月21日まで、パブリック・コメントを実施いたしまして、意見をいただきました市

民の方が全部で24名で、意見としては、40件で、把握いたしております。

中身につきましては、最も多かったのが上下水道料金のお話でございまして、40件中16件は、料金の話で、このほか、水質ですとか、下水の道路陥没の事故等もございましたので、施設の維持管理の意見、それから財務的な意見などが含まれております。

この分につきましては、3月中旬ぐらいをめどに、市の考え方をホームページで公表していきたいと考えているところでございます。

それから、3番目の質問、災害時の対応のお問いがございました。

職員数のお話も質問の中にございましたけれども、令和5年度に上下水道部では、包括委託の影響によりまして5名減員、令和6年度につきましては、下水道事業で前年度1名増員分が減員となっている状況でございまして、予算上は、令和7年度は、今年度の実在籍職員数と同数と見込んでいるところでございます。

災害、事故等における危機管理体制等につきましては、委託事業者との災害時の応援協定、日本水道協会や下水道協会等による広域的な相互応援体制が構築されておりまして、在籍職員による応急給水、応急復旧などの活動が困難となる場合には、他の事業体から応援を受けることができる体制となっております。訓練等も合同で行っているものもございます。

また、災害時の危機管理体制の運用、それから基準などを整理するために、今年度、上下水道部の危機管理計画の見直しを行っております。この3月に改定を見込んでおるところです。令和7年度は、事象ごとのマニュアルの整備、見直しを行いなが

ら、訓練の拡充も含めて、実効性のある危機管理体制構築に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○名古屋水道施設課長 それでは、4番目のPFASの基準値の運用上の規定等、数値があればというお問い合わせにお答えさせていただきます。

午前中の松本委員からの質問にもありましたように、令和5年度に2号井戸を停止する経緯の中で、PFASに対する検査体制とかを一定再構築いたしまして、今は45ナノグラムパーリットルの測定値が出た場合には、水源である井戸を停止する基準を運用上は設けております。

水源ごと、井戸ごとに、令和7年度におきましても、監視する予定にしておりますので、そういった動向は、ほかの自治体、事業体に比べましても、早い段階で逐一把握できるものと考えております。

令和8年4月から水質基準は施行予定となっておりますが、施行後におきましても、このような対応を続けていくと考えております。

また、新たに基準等に変化がありましたら、その折には、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

そしたら、2回目です。今、上下水道ビジョンと経営戦略の中間見直しを行って、これを市民の皆さんにも広く知ってもらい、理解、納得を得る中での料金改定につなげていくことで、考えておられるということです。

本当に、今の上下水道料金が適正なのか、今後もこの料金が維持できるのかって

った議論がされてきていたとっております。多くの市民の方たちは近隣他市との比較で実感すると思うんです。

全国的、また大阪府内全体を見てたら、平均よりも低い。経営努力で頑張っていただいてるんだけど、北摂各市で見たときに、別府地域で言ったら、大阪市と地続きで、行き来があったときに、大きな負担感を持ってしまう、そういうことだと思います。いろいろ説明をするけれども、これが本当に適正なんだろうか、市民の皆さんがきちんと納得してもらえるのだろうか、そこら辺りは、引き続き努力をお願いしたいと思います。今回は広報紙でお知らせもして、これって事あるごとに継続することが必要だろうとっております。水道だけで何かチラシ、宣伝物を作成してというところまでは、今は思っていませんけれども、ただホームページには、もっともっと出せる情報とかないかとも思うので、よその団体も参考にしつつ、やっていく必要があるかと思えます。

料金の値上げを、先駆けてやっている吹田市とか、今、取り組んでいる高槻市は、来年度ぐらいに値上げになるんです。多くの情報を、市民の皆さんにお伝えもして、また市民の皆さんから、問合せや意見もあると思いますので、しっかりと答えていただけたらと思います。要望としておきます。できるだけ値上げはしないようにということで、お願いしておきます。

3番目の大阪広域水道企業団との関係で、災害時のことを聞かせていただきました。ほかの市で職員面での不安、また更新費用面での不安から、統合したら何らかのメリットがあるってことで、大阪府内は、長い間そういうふう動いてきていると思うんです。

ただ、能登の関係では、本当に少ない人数の中でもう持ちこたえられない。他市、他府県からの応援で、復興に向けて頑張っておられるってことだけれども、暮らしに一番密着した公共事業、インフラ整備、道路、水道、下水も、本当に大事だと思うので、広域連携、また民間委託で行けるんだろうかというようなことはどうしても思ってしまう。

何かしら災害なり事故なりがあったときに、身近な自治体が果たせる役割があるかと思えますので、そここのところでもしっかり摂津市上下水道として頑張っていたきたいと思っております。

国会中継などを見ている中で、能登の復興に関わって応援に入られた職員の方たちの賃金について、応援に出すと、その分、少ない人数で回さないといけない中で、休日出勤やら、残業やらも出てくるやろうから、そういったところの人はどうなるのか。その市の水道料金は、市民が負担することになっているか、そんなやり取りをしている中で、交付金で手当ができる部分もあるとも言っていました。そういった観点があるのを思えば、料金でもって水道事業は回していると言いつつも、いろんところで税金の投入もあり得ると思っております。

例えば、最近、摂津市内でも火事が多く、消火活動に随分、水が使われていたりするけれども、水道料金で負担することに現状、なっていると思うんです。

大船渡市の山火事は、あれだけの規模になったら、国とかもいろいろ予算・税金を投入することになると思うんです。災害のときには、一刻も早く消火せないかんということで、考えていられない部分もあると思うんだけど、後から何かの繰入れが

考えられないのかとも思ったりしております。

今後、経営を考えていく中で、原則、税金は使いませんということなんだけれども、それはあくまで原則で、特別な事情も想定しながら、水道の経営もされたらと思いますので、これも要望としておきたいと思えます。

最後に、水質基準の関係で、PFASのことになるんですけれども、市独自の取組でこの間、井戸を止めてきました。2号井戸を止めたことで経営的に圧迫する面も少なからずあると思っています。検査の回数を多くやるのも、費用面に関わっていると思うんです。環境のセクションとかから予算が回ってこないのかとか、いろんなことを思ったりしております。

水道でやる業務は、きっちりとやってもらっていると思っておりますが、まだまだ研究途上で分からない部分も多い。そんな中なので、先進的な取組も参考にしつつ、他課とも協力しながら取り組んでいってもらいたいと思えます。

どうして井戸の濃度が高くなってきているのか、原因究明が必要と本当は思うんです。でも、それをやるのに膨大な費用がかかるということを考えると、それは水道が負担するものでもないと思えますから、そこはしっかりと今後の動きを期待していきたいと思えます。

私からは、以上で終わります。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 それでは、私からの質問をさせていただきます。

まず、1番目です。予算概要138ページ、太中浄水場管理運営事業に関してです。

令和6年度と比較して、3,000万円ほど増額になっているんですけれども、人

件費や動力費の高騰の影響が大きいのかどうか、確認させていただければと思います。

2番目です。140ページの受水事業でございます。

太中浄水場の影響もあると思うんですけれども、受水量が微減しております。理由は何かということと、経営戦略の中で受水量を考えられていると思うんですけれども、どのように想定されているのかについてお伺いしたいと思います。

次に、3番目です。140ページ、こちらは先ほど、松本委員も聞かれておりました。令和5年度、令和6年度でマッピングシステムを構築して、令和6年度は旧のシステムを運用しているため、令和6年度が28万9,000円に対して、令和7年度が約133万円と、約4.5倍になっています。二重になっているからかというところで、マッピングシステムをちゃんと構築したら、以前、隣家の水道料金の誤徴収がありました。このシステムが構築されたら、一新されることを要望しておきます。

4番目です。148ページで、管路の更新と料金値上げについてです。1回目として、今後も必要な水道管路の更新をしていかれるに当たり、代表質問の中で、令和9年度の料金値上げが必要といったお話があったと思えます。26%という数字が出てきて、一気に26%と思ったので、手段として緩やかな改定ができないのかについて、考え方をお伺いしたいと思います。

5番目です。156ページのマンホールトイレについてです。

令和7年度は、鳥飼小学校、鳥飼北小学校、第五中学校において各10基ずつ、計30基のマンホールトイレの設置を予定

されておりますが、このスケジュールについてお伺いしたいと思います。

6 番目です。松本委員も、弘委員も聞かれていましたけれども、人材育成で、日本下水道事業団が研修をして技術継承を行っているということだったんですけれども、先日、秋田県男鹿市で、3 人の尊い命が亡くなった下水道事故がありました。一人の方が倒れているのを助けに入った二人が相次いで倒れられて、結果、病院に搬送されたけれども亡くなったということです。それを SNS で見て、コメントとかを見ていたら、ちゃんと研修してたんかみたいなコメントがすごく見受けられたので、ふだん、そこまで思ってなくても、そんな危険な工事だと再認識したところです。そういったことも含め、今後の研修体制について、お聞きできたらと思います。

○出口こうじ委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、1 番目の太中浄水場管理運営事業についてお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、人件費や動力費などの高騰の影響があり、令和6年度と比較しまして、増額となっております。

増額の要因としましては、人件費、動力費の高騰だけではなく、太中浄水場の機械設備の修繕で約2,300万円の増額を見込んでおります。また、動力費で300万円の増額を見込んでおります。その他、残り400万円程度が人件費による高騰となっております。

続きまして、2番目の、受水量が微減している理由と、どのように想定されているかというお問い合わせにお答えいたします。

令和7年度の受水量を算出するに当たりまして、総配水量が、令和6年度から比

べても減少を見込んでおります。

また、自己水の割合も19.5%を見込んでおりますので、令和6年度から比べましても、総配水量が減り、自己水が減って、受水量が増えるという形ですが、総配水量の減少の幅が、自己水と企業団水との割合の増よりも大きいため、水量が減少しているものとなっております。

上下水道ビジョンの中でも、今後、総配水量は減少していく傾向を見込んでおります。自己水が減少していくので、受水率も増えていく予想です。全体的にも同じ傾向が見られまして、総配水量の減が大きい想定をしており、受水量につきましても、年々、減少していく推定をしております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、4番目の質問に答弁させていただきます。

水道事業経営戦略の料金改定のお話でございました。

質問の内容につきましては、この水道事業経営戦略の改定版におけます投資・財政計画上のシミュレーションとして検討いたしましたもので、将来にわたり、安定した水道事業経営を継続していくために、水道料金の改定による資金確保が安定経営の各種条件を満たす結果となったものでございます。

シミュレーション上では、令和9年に改定率26%とする内容でございますけれども、今後におきまして、施設更新に係る国交付金の獲得など、経営努力を行うとともに、経営状況を見極めまして、必要な検討を行っていくことになるというものでございます。

料金改定の手法の部分につきましては、料金課から答弁させていただきます。

○出口こうじ委員長 小堀課長代理。

○小堀料金課長代理 先ほど、委員からおっしゃっていただきました、緩やかに負担することが可能かどうかということですが、けれども、こういった段階的な増額改定につきましては、利用者負担を緩やかにするという観点から、ほかの自治体でも導入されていることは、私どもも十分認識はしているところでございます。

本市におきまして、経営状況を判断していく中で、そういった必要があるということであれば、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、5番目の質問、令和7年度のマンホールトイレの設置スケジュールについてお答えいたします。

令和7年度は、鳥飼小学校、鳥飼北小学校、第五中学校において、各10基のマンホールトイレ、計30基の設置を予定しております。これにつきましては、令和6年度の第1号補正で、令和6年度から令和7年度の期間において債務負担を設定させていただきました。現在、3月までの工事発注に向けて手続を進めているところで、近々、業者決定する見込みでございます。

特殊材料の製作・納品に数か月かかるところがございまして、その後、現場作業に入りますので、工事の期間としては、令和7年10月下旬頃までを予定しております。

続きまして、秋田県での事故を受けて、安全衛生に対する研修という内容かと思いますが、そちらにつきましては、やはり技術的な部分だけではなくて、工事・作業に係る安全衛生、これも重要な、継承して

いかないといけない内容だと認識しております。

先ほど、松本委員への答弁でも申し上げましたように、大阪労働基準連合会が主催いたします酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者研修というのを、これは毎年、一人ずつ、全職員が受けられるような形で派遣させていただいています。異動によって令和6年度から新しく来た職員がおりますので、今回はそちらを派遣する予定をしております。今後も、こういう研修に参加いたしまして、安全衛生を確保していきたいと思っております。

以上です。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 回答ありがとうございました。

それでは、2回目に入らせていただきます。

太中浄水場の管理運営費が、3,000万円増額になっている件について、人件費・動力費プラス修繕費ということで理解いたしました。

今回のその設備の修繕というのは、突発的なことなのか、ビジョンに沿って何年ごとに修繕するという計画的なのかを2回目、お聞きしたいと思います。

次に、2番目の質問で、八潮市の件なんですけれども、検索したら、八潮市が摂津市と同じ規模の類似団体に入っていて、怖いと思ったんです。自己水の割合が違ったりとかもあるんですけれども、令和5年度末で20.5%まで下がっているけれども、原因は何かということもお伺いできたらと思います。

続いて、4番目の件でございます。

水道料金のところで、段階的な増額改定につきましては、ほかの自治体でも導入さ

れているということで、どこが導入しているのかを分かる範囲で、方法についてはこれからということですが、お聞きできればと思います。

5番目です。マンホールトイレです。令和7年10月下旬を予定ということで、マンホールトイレがせっかくできたんだったら、防災訓練に活用できたらと思います。計画的にいけるのかどうか、防災危機管理課の所管と思うんですけども、分かる範囲でお答えいただければと思います。

次に、6番目です。研修についてです。

酸素欠乏の件については、しっかり計画を立てて、新人の方にも受けていただいているということで了解しました。

今回の件が、自治体の職員じゃなくて、もしかしたら外部に委託した方かもしれませんので、そういった方も研修をしているのかお聞きできたらと思います。

以上、2回目です。

○出口こうじ委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、1番目の質問で、設備の修繕は上下水道ビジョンに沿った修繕になるのかというお問い合わせに説明させていただきます。

ビジョンの中では、修繕対象となる機械設備はリストアップしておりまして、計画上で、修繕しないといけないという試算は見込んでおります。

実情といたしましては、前年度、点検等々しまして、その中でどうしても修繕が必要というところは、予算を立てまして、修繕することになっております。

続きまして、2番目の受水量が八潮市は減っていないが、摂津市はかなり減っているということで、原因は何かというお問い合わせにお答えいたします。

うちの自己水は、6基の井戸で取水をさ

せていただいて、浄水している状況になっております。

令和2年度に、4号の井戸でケーシングの破損によりまして、取水量がかなり減少いたしました。こちらで受水割合として、約5%落ちまして、令和5年度に2号井戸が停止したということで、さらに5%程度落ちました。令和元年度のビジョンの中では31%となっていたものが、今回の見直しの中では25%という表記にはなっているんですけど、実情としまして、20.5%まで落ちている状況であります。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 小堀課長代理。

○小堀料金課長代理 段階的に取り入れている市町村はどこかということですが、岸和田市も段階的に令和6年4月から上げているということですし、近隣でいきますと、高槻市、あと吹田市は3段階に分けて、緩やかにするという事です。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、5番目の質問で、マンホールトイレの防災訓練への活用、それに間に合うのかというお問い合わせでございますが、これにつきましては、各小学校区でされておりまして防災訓練、地域の方と本市消防、防災危機管理課が連携して取り組まれております。

また、既にマンホールトイレを設置された学校で、訓練の中で、マンホールトイレの設置実演をしたところもあると聞いております。

自主防災訓練につきましては、地域住民との調整の上、毎年、早くても11月、12月ぐらいから始まると聞いております。

令和7年度設置は10月下旬までを予定しております。工事が問題なく円滑に進

みましたら、この訓練には間に合うものと考えております。

続きまして、6番目の質問の中で、安全衛生について業者への指導、職員だけではなくて、業者に対してどういう形で対応しているのかでございます。

これにつきましては、我々が安全衛生の知識を基に、業者が実際に作業に入るときの指導をさせていただいております。その中で、業者からは作業の計画書を出されてまいりますので、安全確保をする手順を明記させて、それに基づいて、安全を確保した上で作業に入るという形で指導させていただいております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 それでは、3回目です。ほぼ要望でございます。

太中浄水場の管理運営費に係るところでお聞きして、修繕が必要な機械設備について、見込みも入れた上で計画を立てているということ。突発的なものもあるかもしれませんが、しっかり計画していただいて、経営行政戦略と言っているんですけども、別経営とはいえ、上下水道もしっかりビジョンを立てていただければと思います。要望としておきます。

続いて、2番目の部分でございます。

4号井戸の件で、かなりダメージがあると思いますので、4号井戸を何とかしていただけたらと思うんです。突発的なことだったとも思うんですけども、全体的に人口減を見越して、受水も本来、自己水が減っている中で、上がるところが微減しているところなんです。なるべくAIの解析も含め、きちんと受水したものを市民に届ける努力を要望して、こちらの質問は終わりにしておきたいと思っております。

続いて、4番目でございます。

他市の事例で、吹田市が3段階に分けて上げていく、緩やかな計画をされているということで、なるべく市民の皆さんに、急に上がったという感じにならないように計画を立てて、納得いただける形で料金改定をしていただければと思います。こちらには要望としておきます。

次に、5番目のマンホールトイレの件についてです。

マンホールトイレにするということは、防災的な観点ですので、できたら、市民の自主防災訓練と絡めて計画的に実施できるようにと思います。防災危機管理課と連携しつつ、摂津市の防災的な観点でしっかり取り組んでいただければと思います。こちらにも要望としておきます。

6番目の件です。人事の件も含め、他市でも、水道料金が急に上がったというニュースがありますし、高槻市も吹田市も、料金を上げていくんやというところなんですけれども、今後、自治体だけでは、なかなか維持管理が難しくなってくると思うんです。人口30万人の都市しか、今の水道も含め、いろんなインフラの維持が難しいというニュースもありました。それだったら人口10万人足らずの摂津市はどうなるねんと私も思ったところでありました。そうなってくると、大きな火事が起きたら国が補助金を出すとか、そういった仕組みが必要になってくるかと思うんです。そういうことも含め、最後、末永部長に今後の動向も願いも含め、総括いただければと思います。よろしくお願ひします。

○出口こうじ委員長 末永部長。

○末永上下水道部長 水道事業の、今後の動向についてお答えいたします。

水道事業も歴史がありまして、摂津市内

の水道は、市内全域に行き渡っていない時期もございました。そこから拡張を重ねながら、この状態にはなっているところがございます。摂津市の人口規模、10万人以下で、大阪広域水道企業団に統合されていない市は、南部も含めまして、少ないかと。本市におきましては、今まで、委員の皆さんにも協力いただきながら、人事配置も技術継承もさせていただきながら、何とか継続できています。

次の世代の職員も、育っている状態で、10万人以下の市でもやっていけるところは持っているところであります。

ただ、大阪広域水道企業団に入ると、先ほどもお話ししたけども、料金改定も含めまして、摂津市民にとって、どの姿が一番すばらしい姿なのか。どうしても大阪広域水道企業団へ入りますと、料金改定を前提として大阪広域水道企業団に入っていくという約束も出てくると思います。市民にとって、今の状況でいきますと、近隣の茨木市、高槻市、吹田市は事業規模は、うちより大きくなるのですが、水平連携する姿を探しております。今、大阪広域水道企業団に入っても、メリットが見つけられないという状況の中では、現状を維持していく、何とか現在の職員の育成を進めながら、今後についても水道事業を進めてまいりたいと思います。先ほど、課長からの答弁がございましたけども、令和7年度予算を組ませていただく中で、物価高騰と、収入の件がかなりきつかったと。今までもいろいろタンクをつくらせていただいたり、PRで、ユーチューブをつくらせていただいたりしてきたのですが、今年予算に限って言いましても、太中浄水場の修繕費のみ、あとは、経常的な仕事しかできない厳しい状態ではあると思ったところで

す。今回のビジョンを含めながら、今後、何とか私自身も、料金改定をするのは望みではございませんので、できるだけ抑制しながら、段階的に、上水道事業の事業運営を、できるならば単独で、しばらくの間、続けて行きたいと考えております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時56分 休憩)

(午後1時57分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

それでは、議案第32号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 議案第32号につきましての中身なんですが、一度、確認も含めてでございます。

第14条第2項で、管理監督の方の災害等の関係、午前0時からという部分が、午後10時からになるということでございます。この辺の勤務体系とか、この条例を改正することによって影響があるのかなのかということ、確認も含めてさせていただきたいと思います。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、答弁させていただきます。

こちらは管理職員特別勤務手当ということでございまして、災害への対処、その他、臨時または緊急の必要により、週休日等に勤務した場合に支給されるものでございます。今回、人事院勧告の内容に応じ

て、従来は午前0時からこの手当がついておったわけなんですけれども、これを少し拡充し、午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に支給されるということになってございます。

勤務体系等への影響ということで申し上げますと、この手当が出る、出ないにかかわらず、緊急のときには職員は出てくる、これは管理職員が対象ということになるんですけれども、そういった意味では、勤務体系に影響はないと。

ただ、災害等をやむを得ず夜間に出てきた場合に、通常の給料関係で見込まれていない部分の手当として、この管理職員特別勤務手当というのが設けられております。ここを少し拡充したほうがいいだろうという議論が国でされたと理解いたしているところでございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 作業の勤務関係は、差がないと、今までどおり、災害のときには、緊急で駆けつけるということで、時間的には関係ないということなんですけど、給与体系が2時間広がったということだと思うので、しっかりと職務に精通していただくようお願いしておきます。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 1点、確認です。

先ほど答弁にもございましたように、人事院勧告等の改定という認識ですけれども、第18条第2項中に、配偶者の次に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む」を加えるというところは、どういう状況が想定されるのかをお聞きしたいと思います。

○出口こうじ委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、ただいま

の質問に答弁させていただきます。

今回、人事院勧告を受けての改正ということで、本庁の一般の職員と同等の制度となるようにということで、改正いたしております。

この中で、扶養手当の支給対象として、配偶者に係るものが削減されると。令和7年度については経過措置があるんですが、制度完成時には、この配偶者に係る扶養手当をなくして、子供に係る扶養手当を増額するという改正内容になっております。

今回、それに伴いまして、配偶者に係る扶養手当の規定を削除いたしております。この中で、事実上婚姻関係にある者を含むという規定があるんですけれども、こちらが削除される。この影響を受けていた、第18条中の規定が、前段で第6条の規定がなくなりますので、改めて定め直しをこちらでしないといけないということで、追加になっているものと理解いただけたらと思います。

事実上の婚姻関係の内容でございますけれども、事実婚については、婚姻関係にある者と制度上同等に扱うことというのを想定いたしまして、第18条としておりますが、一般的には、婚姻届を出さないまま、男女が結婚の意思を持って共同生活を送ること、これは戸籍は別々でございますので、正式には夫婦ではなくて、住民票上の続柄には、未届けの夫・妻という記載がなされるものということでございます。

税制上の優遇はないものの、個別の法律等において、配偶者に含まれるとされる規定もございまして、遺族年金ですとか健康保険などは同等に扱う形にもなってございますので、本条例においても、配偶者に含まれる規定を設けているものでございます。

以上でございます。

- 出口こうじ委員長 松本委員。
- 松本暁彦委員 理解いたしました。結構でございます。
- 出口こうじ委員長 よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

- 村上英明委員 水道法施行令と水道法施行規則の改正に伴ってということであると思いますが、この中で、2年以上を3年以上ということ、道路とか河川とかの経験年数も含めてということになるかと思っております。要件が少し緩和というか、幅が広がったということだと思います。

その中で、工事監督者として業務に今、携わっておられる人数ということと、この条例改正によって、作業をできる人数がどうなるのかということ、お尋ねさせていただきます。

- 出口こうじ委員長 名古屋課長。
- 名古屋水道施設課長 それでは、村上委員からの質問にお答えいたします。

今、現状、布設工事監督者が必要な係というのが管路整備係になりまして、そちらが5名、課長代理を含めると6名おりまして、現在、資格を持っているのが2名という状況になっております。

本条例におきまして改正される人員としましては、もともとの規定の経験年数を令和7年度には、今の係員5名のうち、新たに2名、資格を得る予定ですが、今回の条例改正により、プラス1名になりますので、計5名の人員が工事監督員の資格を得

るものとなるものです。

以上でございます。

- 出口こうじ委員長 村上委員。
- 村上英明委員 要件が広がることによって、今後、監督に精通されている方が仕事に従事されている人数が増えていけば、一人一人の持分の件数が減ってくるというか、1件1件に対してより細かいところに目線がいくことにもなってくると思います。これは単純に言えば、人事異動等々も絡んでくるかもしれないんですが、仕事の負担軽減ということも含めて、監督者等々も人数を増やしていくのも一つかと思えます。作業をしっかりとできるように、様々な制度も活用する中で、取り組んでいただきたいということで、要望としておきたいと思えます。

- 出口こうじ委員長 よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第34号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

- 村上英明委員 この議案第34号でございますけども、排水面積を人口に改めることになるかと思いますが、何か影響あるのか、ないのかということで、確認も含めてさせていただきたいと思えます。第7条第1項第2号の改めということで、営業所ごとに配水設備工事責任技術者の選任をしていることで、変わってくるということでございますので、その辺りの選任の件が、また変更あるのかどうかということです。

あと、もう一点は、第10条のところ、今度、臭気を削るということで、色だけになるということでございますので、その辺

りの影響の有無について、確認も含めてさせていただきますようお願いしております

以上です。

○出口こうじ委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、まず、第4条のところ、排水面積から排水人口が変わるといところでございます。

これにつきましては、汚水管の配慮すべき管径で、ここについては、本来、人口に基づいて、要は汚水量に基づいて出されるといところで、今回、その標記部分の面積を人口に変えさせていただくものでございます。

続きまして、第7条第1項第2号で専属から選任に替わるところについての内容でございます。これにつきましては、従来、専属であります、各営業所ごとの配置ということになります大阪府内の排水工事店が対象となりますが、その中で、営業所を複数、持たれておりますと、その営業所ごとに従来、責任技術者を配置しないといけなかったものが、選任といところで、それぞれの営業所で兼任できるといところになります。こういった形で緩和されているところでございます。

続いて、臭気の件でございます。

これにつきましては、悪臭防止法のところでこの規定がございまして、今回、この下水道条例からは削除される形になります。この影響といたしましては、これも従来、悪臭防止法に基づいて環境政策課も対応しているところでございますが、排水先が下水に関係してまいりますので、我々、下水道管理者としても、環境政策課と連携して、これまで指導をしております。内容については、変わらないということです。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点目につきましては、

この面積は人口に変わっても、特段、影響とか変更はないという認識であります。

2点目の、営業所ごとの責任技術者の件につきましては、指定工事店等々のことだと思いますけども、やはりこの人口減少であることで、要件が少し柔らかくなったということだと思います。たとえこうなったとしても、しっかりと摂津市の水道の品質なり、工事の安全を守るという観点で、これからも視線を向けていっていただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時15分 再開)

○出口こうじ委員長 それでは、再開します。

議案第17号の審査を行います。

本件について補足説明を求めます。

大橋こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 議案第17号摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

過日の本会議でも説明申し上げましたが、このたび、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付として乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

本事業は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、ゼロ歳6か月から満3歳未満の

子供を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所等に通園できる仕組みとして創設されたものでございます。

なお、令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして自治体の判断により実施し、令和8年度以降は、給付制度として全ての自治体で実施することとなります。

このたびの条例制定は、児童福祉法において乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営に関する基準について内閣府令で定める基準に従い、または参酌し、市町村が条例で定めなければならないとされたことから制定するものでございます。

それでは、条文に沿って、その主な内容を説明申し上げます。

第3条では、基本理念として、明るく衛生的な環境で素養と適切な訓練を受けた職員が、乳幼児へ乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する旨を規定しております。

第4条では、市長は摂津市子ども・子育て会議の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、この条例で定める基準を超えて設備及び運営を向上させるよう勧告することができる旨を、第5条では、乳児等通園支援事業者は、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない旨をそれぞれ規定しております。

第6条では、乳児等通園支援事業者の一般原則として、利用乳幼児の人権に十分に配慮すること、自らその提供する支援の質の評価を行い、常に改善を図ること、当該事業の目的を達成するために必要な設備を設けることなどを規定しております。

第7条では、災害対策に関する具体的な計画を作成し、訓練を行うように努めるとともに、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない旨を規定しております。

第8条では、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないことなどを規定しております。

第10条では、職員の一般的要件について、第11条では、職員の知識及び技能の向上等について、それぞれ規定しております。

第12条では、乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる旨を規定しております。

第13条では、差別的取扱いの禁止について、第14条では、虐待等の禁止について、それぞれ規定しております。

第15条では、衛生管理等について規定し、第16条では、食事の提供を行う場合は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けなければならない旨を規定しております。

第17条では、乳児等通園支援事業者は、当該事業の目的、運営方針、提供する支援の内容等の重要事項に関する規定を定めなければならない旨を規定しております。

第18条では、台帳等の整備について、第19条は、秘密保持等について、第20条は、苦情等への対応について、それぞれ規定しております。

第21条では、第1項で乳児等通園支援

事業の区分として、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業を規定し、第2項及び第3項で、それぞれの定義について規定するものでございます。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業所における設備の基準について細かく規定しております。

第23条では、職員の配置基準等について規定しており、第1項で、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員については、市長が行う研修を修了した者を置かなければならない旨を、第2項で、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること、ただし2人を下回ることができない旨を、第3項で、第1項に規定する乳児等通園支援事業者は、もっぱら当該事業に従事する者でなければならないが、保育所、認定こども園等と一体的に運営される場合であって、当該保育所等の支援を受けることができ、かつ当該従事者が保育士であるときは、もっぱら当該事業に従事する職員を1人とすることができる旨などをそれぞれ規定するものでございます。

第24条は、一般型乳児等通園支援事業における支援の内容は、保育所保育指針に準ずる旨を規定するものでございます。

第25条は、保護者との連絡について規定するものでございます。

第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の配置基準については、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業に係る国が定める設備運営基準による旨を規定するものでございます。

第27条は、第24条及び第25条で規定する乳児等通園支援の内容と保護者と

の連絡に関して、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用する旨を規定するものでございます。

第28条は、乳児等通園支援事業者等が作成する記録等について、電磁的記録により行うことができる旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第17号の補足説明とさせていただきます。

○出口こうじ委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 今回は新たな条例ということですが、様々な社会状況が変わってきているのかと思いますが、その中で、4点ばかりお尋ねさせていただきたいと思います。

1点目は、第6条第4項で、定期的に外部の者による評価を受けてとありますが、この定期とは年1回なのか、確認も含めてさせていただきたいと思います。外部の方々の考え方、内容についてもお尋ねさせていただきたいと思います。

2点目が、第7条第2項で、避難消火訓練を毎月1回ということであります。

毎月1回というのは、いいのか悪いのか、大変だろうと思う面もあるので、負担の面も含めて、認識をお尋ねさせていただきたいと思います。

3点目、第13条で、費用負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないとあります。この費用負担について、差別をしないということの考え方について、確認させていただきたいと思います。

4点目、第21条に余裕活用型乳児等通

園支援事業とありますけども、この事業の支援の内容についてお尋ねさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 それでは、まず、1点目の質問でございます。

条例の第6条第4項の「定期的に外部の者による評価」ということに関してでございます。

まず、定期的に外部の者の評価を受けることにつきましては、努力義務規定となっており、現時点で具体的な期間等は想定しておりません。しかし、現在におきまして、保育所では5年に1回、第三者評価を受けることが努力義務となっていること、また、児童福祉分野において、大阪府が認証した第三者評価機関というものがございますので、これらが参考になると考えております。

続きまして、2点目の質問で、第7条第2項、避難・消火訓練に関するお問い合わせでございます。

こちらにつきましては、乳児等通園支援事業者における非常災害対策について定めたものでございます。

保育所等の設備運営基準について定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や、また、家庭的保育事業等の設備運営基準について定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これらに同様の規定がありまして、避難及び消火の訓練を少なくとも毎月1回、行うという規定がございます。

乳児等通園支援事業者におきましても、こういった訓練につきましては、非常災害対策として必要なものと認識いただき、負

担ということに関して、保育所や小規模保育事業所では毎月1回、行われていることとございますので、同じように実施していただけるものと考えております。

続きまして、3点目でございます。

第13条の規定です。費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはいけないという規定です。

本条文における「国籍、信条、社会的身分又は乳児等通園支援事業者の利用に要する費用を負担するか否か」の規定につきましては、あくまで例示的なものであると認識しておりまして、こども誰でも通園制度の趣旨・目的等を考えますと、どのような状況であれ、子供に対して差別的取扱いはあってはならないものであります。

事業実施に当たりまして、一定の保護者負担を予定しております。令和7年度に本事業を実施していく中で、今後、仮に低所得等の理由で対象となる子供の世帯が当該事業を利用できないということがあるのであれば、それは別途検討する必要があるものと考えております。

最後、4点目でございます。

第21条に規定いたします余裕活用型乳児等通園支援事業でございます。

こちらにつきましては、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等において、当該施設の利用児童数が施設の利用定員の総数に満たない場合であって、利用定員の総数から利用児童数との差の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業のことをいいます。

例えば、ゼロ歳児クラスの利用定員が9人のところ、実際の利用児童数が6人であった場合、その差の3人分の枠を活用して、当該事業の対象となるゼロ歳児の受入れを行うといったものでございます。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回のこの条例等々を通しながら、保護者の今までの就労等だけという一定の線引きがあったかと思いません。その就労条件等をちょっと撤廃するような形になってきているようなことでございます。

その中で、ゼロ歳から2歳がこの保育施設を時間単位で利用できる内容だと思えます。1点目につきましては、現行で5年ごとに第三者による評価を受けているのは活用していこうという考えであったと思えます。やはりこういう外部的な監査というのは必要だと思えますので、5年が長いのか短いのかというところの様々な議論もあるかと思えますが、しっかりと外部の意見を取り入れながら、園の運営、条例の施行をやっていただきたいということでお願いしたいと思えます。

2点目の、避難とか消火訓練につきましては、何か有事のときに即座に動けるようにしておくというのが一番だと思えます。各地域もそうなんですけども、市も年1回とか、やっておられますけども、現実的にはスパンが長過ぎるという意見もあります。毎月、定期的にやるのは、本当にいいことかと思えますので、様々な訓練メニュー等々も考えながら、避難・消火訓練を行って行っていただきたい。要は、実際に起こったときに有益なことにつながる訓練をお願いしたいと思えます。

3点目の第13条の件でございます。

ここには費用負担云々とかいうことで、一例だということでありまして。これから子育て環境を整えていくという面では、やはりこういう差別的なことは、国籍なり、肌の色なり、いろいろとあるかと思えますの

で、その中の一つとして、費用も含めて、負担の相談があったときには、しっかりと乗っていただける体制づくりもお願いしたいと思えます。

4点目につきましては、余裕活用型というのは、保育士の確保がなかなか難しい面があります。これまでも、保育士の採用に支障があり、定員に満たないとか、様々なことがあるので、この余裕活用型の数が増えていくことができれば、本当にいいかと思えます。前提として、しっかりと保育士確保といったものも、様々な観点でこれからも取り組んで行っていただきたいということで、要望として終わりたいと思いません。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、1点、質問させていただきます。

予算審査でも、多々、事業の中身については議論させていただきまして、一定、理解をしております。

私自身は、この政策というか、こども家庭庁そのものが、五、六兆円という予算を使って少子化対策を実現できたと思っていないで、現実的に子供の数が毎年毎年、減っている。

以前も指摘しましたがけれども、やはり子供の出生数においては、婚姻数が関係し、婚姻数の関係においては、いわゆる現役世代の所得の減少が、まさに相関になっているところを指摘しております。

明石市でも、子育て支援をすごく頑張っていて、結果として、出生数が増えたけども、ひも解けば、神戸市からの流入というところが主要因にあった。明石市も公園数が減っているの、子供が増えるのは、結局、流入しかない。本市においても、千里丘一帯は、健都のマンションにおける子育て世

帯の流入というところが大きな要因だと思っております。

そういった意味で、こども家庭庁を廃止して、やっぱり五、六兆円を現役世代や婚姻できる世帯に対する手取りを増やすということが一番の少子化対策と思っております。と言いつつも、この制度が市に下りている限りは、市としてもいい制度にはしていかないといけないところで、これはこれで、考えてやっていきたいと思っております。

そこで、この設備運営に関する基準を満たす施設というのは本市にどれだけあるのかをお聞かせいただきたいと思っております。1点だけです。

○出口こうじ委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 まず、今回、条例で規定しております設備運営基準でございます。

設備の基準でありましたら、第22条に規定しております。職員の基準につきましては、第23条に規定しているものとなっております。

基本的には、市内の保育所、また認定こども園、小規模保育事業所、民間ですと約30か所あるかと思っております。その中で、こういった設備の基準、また人員の基準、それぞれ保育所等の設備運営基準、また小規模保育事業所でしたら、家庭的保育事業等における設備運営基準、それを全て満たした上で、認可であったり市の確認というものを行っております。現在ある全ての事業所におきましては、それぞれの求められている基準は満たしていると考えております。

その上で、新たにこの乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度をするのであれば、保育所であったり小規模保育事業所は、

現在、実施している事業に加えて、この乳児等通園支援事業で求められている、例えば第22条でしたら、乳児室の面積であったり、ほふく室の面積であったり、保育室であったり、こういったものが今、実施している保育所等の設備運営基準に加えて、面積及び職員を確保できれば実施できるということになります。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 答弁ありがとうございます。

お聞きするには、既存の認定こども園とか保育所等がこちらの受皿になるというところかと認識いたしました。しっかりと安全・安心の事業として、対応していただきたいと思っております。

以上です。

○出口こうじ委員長 よろしいですか。

弘委員。

○弘豊委員 私も先日、予算審査の際に、こども誰でも通園のお話をいろいろ聞かせていただいていたんです。その際は、摂津市で当面始まっていくものは余裕活用型が主になると想定していたんですけども、一般型の分も可能性はないわけじゃないといったことも想定しているというお話でした。

この事業そのものの狙いとか趣旨とかが、あかんわけではないと思うんだけど、今、これをやるのは、大分、無理がある気がしています。今の待機児童対策の保育士確保とかとの兼ね合いも含めて、余裕活用型という事業も、保育所で取り組んでいる現場の集団づくりとか、保育士と子供との関係づくり、保育士と保護者との関係づくり、いろんなところで課題があるんじゃないのかとっているんです。本来のあ

るべき保育との関係で、どういったとらまえをされているのかを1点お聞きしておきたいと思います。

保育所はこれまで、親の就労であったり病気やら、いろいろ課題を抱えている方もいらっしゃると思います。子供をきちんと保育していくのと併せて、親のサポートというか、親育てというようなことも保育所としての大きな役割としてあると常々思ったりしています。この短時間でスポット的に子供を預かるということとの兼ね合いで、お聞かせいただけたらと思います。

○出口こうじ委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 保育所や認定こども園、小規模保育事業所も含めて、こういったところが中心になってこども誰でも通園制度の事業を実施していくことになろうかと思っています。

ただ、それぞれの保育所、認定こども園、小規模保育事業所によって、このこども誰でも通園制度における運営形態というのは、今後、実施意向のある事業所と協議していく中で決めていくことと思っております。

余裕活用型とするのか、それとも一般型になるのか。また、一般型ならば、専用の部屋を用意してするのか、それとも、何か専用ではないところで実施するのか。また、今、行っている保育所の児童と合同で保育を行うのか、そういったことも含めて、これから協議していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘委員 分かりました。

現状、お答えできる分についてはそうなのかと、答弁を聞いて感じました。この事業が始まったからといって、これだけで何

がしか成果が上がるというよりも、子育て支援の制度を出産育児課だったりとか、こども家庭相談課だったりとか、いろんなところも絡み合いながら、児童福祉の実現ということになっていくのかと思います。

子供の幸せ、また、親御さんの子育ての応援、そういったことの中で、現状、これをするというのが、国の制度としても給付事業が始まってしまうから、摂津市で条例をつくらんわけにはいかんと思うんですけども、これでよしということにはなりにくいと思っております。

以上です。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 1点、要望と、1点、質問でございます。

まずは、第9条に係る部分ですけれども、これは静岡県と福岡県であったバスの置き去り事件を受けての項目だと思うんです。あと、岸和田市で、親御さんが自分の子供を保育所に預け忘れて放置したという件もあったと思うんです。ブザーが鳴ったら、確認しいやというところだと思うんですけれども、そこに対しても、もちろん予算をつけることは大事だと思うんです。ヒヤリ・ハットの部分というか、保護者から連絡が来ていないけど、欠席になっているけど、どうしたのかな。確認しようかな。今、忙しいから、後でしようというところが、取材記事の中で出ていたと思うんです。いろんな経緯について調べて、結果、帰りのバスを出すときに発見したみたいなことであったりとか、お昼ご飯が終わったぐらいに発見したとか、本当に尊い命が失われたと思います。そういった装置をつけたから安心というところにはならないと思います。皆さん、質問されたんですけども、余裕が出たら、その分、子供としか

り向き合えるし、こういった危険な行為もなくなるのに、さらに詰め込むかという、国に対しても私は怒りを覚えるんです。人員配置について厳しいというお声があったら、それなりに摂津市として対処していただきたいということで、要望とさせていただきます。

第14条について、利用乳幼児に対して心身に有害な影響を与える行為はしてはならないというところです。去年の決算審査に係る委員会、性被害に対する予防の予算がついていたと思うんです。他市では、着替えとかを配慮してつい立てを買ったとかも聞くんです。こないだ裁判に上がっていた件で言うと、保育士同士が多忙で、隣の部屋でどんな保育をしているか、さっぱり知らないみたいな感じになっている中で、お道具の部屋に連れ込んで性加害をしたみたいな事件だったと思います。つい立てを増やしたら、お互いの目が行き届かないところが増えるんじゃないかと心配しています。その後、この予算に対して活用があったのかということと、もし活用があったんだったら、どういったことに使われたというところを分かる範囲でお答えいただければと思います。

○出口こうじ委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 第14条に関連しての質問かと思えます。

国の補助制度を活用しまして、性被害対策を実施しております。こちらは、公立3園、また、民間保育施設につきましては、希望のあった施設に対して実施させていただいております。

今年度、パーティションの設置であったりとか、保育に対して保護者から何か問合せがあったときに、きちんと施設としてお答えできるように、カメラの設置、こうい

ったものを今年度、実施させていただいております。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 指摘したパーティションが入っていたことは、しゃあないと思いますが、カメラも取り入れられているところなんです。アマゾンでも偽物のカメラを売っているぐらいですから、カメラというのは抑止力にはなるかと思うんです。どっちにしても、お互いの保育がどうなっているかを監視じゃないですけど、お互いに理解している関係性も必要かと思えますので、そういった観点で、今後、事業を推進していただくよう要望としておきます。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 議案第27号におきまして、保育内容支援連携協力者というのが書いてあると思います。支援ということで、資格の有無とかも含めて、確認させていただきたいと思います。

○出口こうじ委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 保育内容支援の内容でございますけれども、こちらにつきましては、家庭的保育事業等については、摂津市内でいいますと、小規模保育事業所、こちらがゼロ歳児から2歳児までで定員が19人以下の施設となっておりますので、やはり集団保育の機会とかが少ないというようなこととなります。そういったことから、保育所、認定こども園、幼稚園と連携して集団保育の機会を設定するとか、保育に関する助言をもらうといった内容に

なります。ですので、小規模保育事業所と幼稚園、保育所、認定こども園が連携する、そういった内容になります。

以上でございます。

○出口こうじ委員長 村上委員。

○村上英明委員 連携することによって、視野が広がるのか、ある意味、業務分担ができるかもしれません。また、情報共有ができるということもあるかと思っておりますので、しっかりと乳幼児等の教育というか、保育というか、さらに充実するような中での連携をこれからもお願いして終わりたいと思います。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 議案第27号の部分で、地域型保育事業において、現在、連携施設を確保できていない、そういう施設があるのかどうか、また、そのことによって生じる問題があるのかどうか、その点をお聞かせください。

○出口こうじ委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 現在、摂津市内で小規模保育事業所は6施設ございます。そのうち、保育内容支援、また、代替保育に関わる連携施設を確保している施設が4施設ございます。2施設は保育内容支援につきましては、まだ連携施設は確保できていないということになります。そのうち1施設は、代替保育に関しては、連携協力者を確保している状況になってございます。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 小規模保育事業所で、ゼロ・1・2歳の子たち、待機児童の解消ということで言ったら、重要な役割を果たしているのかと思っております。

ただ、そんな中で、ゼロ・1・2歳が、3歳に上がったら、次の行き先はどうなるのかという話であったり、また、小規模がゆ

えに、どこまで集団ということもあったりします。行事の幅が狭まったりとか、運動会もあるのかと思いますけれども、職員の急病とかの関係で、事業所で受けられない、そんな場合に代替保育で受皿があったらということなんだろうと理解しています。条例で言ったら、連携施設をつくる要件を緩和することになるんですか。市長が認める場合とか、連携施設が必要だと言いつつ、現在も連携施設が準備できていない園もありますということだと思います。それが、この条例によって、どうなのということで、時限的な措置で、今まで連携施設がなくてもいけてた分を延長しますという話なんですか。そこら辺り、確認でもう一度お聞かせいただけたらと思います。

○出口こうじ委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回の条例改正ですけれども、大きく趣旨として3点、ございます。

まず、1点目が、家庭的保育事業者等におきましては、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならないとされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができる市が認める場合は、連携施設を確保しないこととすることができるという経過措置がございました。

この条例が施行したのが平成27年4月1日からですが、それが10年間ということで、この令和6年度末に期限が到来します。それをさらに5年間、延長するという経過措置期間の延長が1点でございます。

それと併せまして、保育内容支援に係る連携施設の見直しがございます。

内容で言いますと、保育内容支援に係る

連携施設につきまして、連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、保育所、幼稚園等、連携施設の確保が困難な場合であっても、小規模保育事業者同士を確保できるのであって、役割の分担であったり責任の所在が明確化されていること、本来の業務の遂行に支障が出ないといった要件を満たすのであれば、小規模保育事業者同士の連携も可能ということで、保育所・幼稚園等の連携施設の確保は要らないといった内容にする見直しでございます。

最後に、3点目が、代替保育に係る連携施設の見直しでございます。代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合に、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じて、なおその確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができると、こういった大きく3点が、今回の改正の趣旨でございます。

○出口こうじ委員長 弘委員。

○弘豊委員 最初に、小規模保育であったり、家庭的保育だったりとか、この制度が切り替わったときからずっと、連携施設を準備するというのでやられていたけども、なかなか難しくてというのが続いているんだと思うんです。

議会の議事録とかで、5年前はどんな議論をしているのかと遡って見てたけれども、なかなか現場で努力されているんだろうと感じるやり取りでした。なので、今回、再度5年延長でありますとか、要件を緩和する部分があったりとか、この点についても、本来、望ましい形ではないなということについては述べておきたいと思います。

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後2時59分 再開)

○出口こうじ委員長 再開します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出口こうじ委員長 討論なしと認め、採決します。

それでは、議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件を可決すべきものと決定し

ました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件を可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件を可決すべきものと決定しました。

議案第17号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 賛成多数。

よって、本件を可決すべきものと決定しました。

議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件を可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第32号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件を可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○出口こうじ委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後3時1分 休憩)

(午後3時2分 再開)

○出口こうじ委員長 それでは、再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

文教上下水道常任委員会における令和7年度の行政視察につきましては、昨年12月9日の本委員会で視察項目等を協議させていただきました。

視察項目につきましては、ICT教育、そして、子育て支援の2項目を候補といたしまして、視察先や日程につきましては調整することとしておりました。そして、これらの調整ができましたので、本日は委員長案として提案させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

日程につきましては、5月22日木曜日から5月23日金曜日の2日間で、視察先については、広島県尾道市及び香川県高松市です。

尾道市では、「子どもの第三の居場所づくり」について視察を行います。

尾道市は、平成28年度に実施された尾道市子どもの生活実態調査の結果から、子供の貧困率、特に母子世帯の子供の貧困率

が高いことから、全ての子供が将来への希望を持って成長できる環境設備が必要という課題解決のために、「子どもの居場所創出プロジェクト」を立ち上げました。その中で様々な子供の居場所づくりに力を入れて入れておられます。

今回は、そのうちの一つ、「子どもの未来を拓く！子どもの居場所支援事業」によって、令和5年2月に開始された向島リーフで実施されている学習生活支援の取組について視察を行います。

また、高松市では、「情報モラル教育」について視察を行います。

高松市は、情報モラルに関わる規範意識の醸成とネットトラブルの未然防止を目的として、平成27年度から、小学校4年生を対象に情報モラル出前授業を実施されています。また、インターネット等の利用に関する調査を実施し、その結果を踏まえて、令和2年度から出前授業の対象を小学校3年生・小学校4年生に拡大するとともに、未就学児の保護者向けに安心・安全なインターネット利用についての講話を実施されています。今回は、インターネットに触れる機会がどんどん低年齢化している状況に応じて進めてこられた様々な取組について視察を行います。

以上が視察（案）の内容となりますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出口こうじ委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

（午後3時 5分 休憩）

（午後3時17分 再開）

○出口こうじ委員長 再開します。

それでは、尾道市の「子どもの第三の居場所づくり」について、高松市の「情報モ

ラル教育」について、視察を実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、学校教育行政について、生涯学習行政について、児童福祉行政について、上下水道行政についてを令和7年9月29日まで、閉会中に調査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○出口こうじ委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会します。

（午後3時20分 閉会）

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 出口こうじ

文教上下水道常任委員 弘 豊